

事業番号0632											
平成２９年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名	保育所運営費				担当部局庁	子ども家庭局			作成責任者		
事業開始年度	昭和２３年度	事業終了 （予定）年度	平成26年度		担当課室	保育課			巽 慎一		
会計区分	一般会計										
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第9条				関係する計画、 通知等	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）					
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画				主要経費	社会保障					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	保育を必要とする児童について、心身ともに健やかに育成されること等を保障するものとした児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が支弁した経費に対して国が負担することにより、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図ることにより、就労しながら子育てしたい家庭を支える。										
事業概要 （5行程度以内。別添可）	市町村が、児童福祉法に基づいて保育を必要とする児童を保育所に入所させた場合に、保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。なお、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月施行）に伴い、平成27年度以降の保育所運営費は、「子どものための教育・保育給付費負担金」として内閣府予算に計上されているが、平成26年度以前に支弁した負担金の追加交付（過年度精算分）が発生した場合には、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第9条（以下「整備法」という。）の規定に基づき、引き続き、当該事業により国は費用負担する。 実施主体：市町村 補助率：1／2（負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）										
実施方法	負担										
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	458,111	0	0	－	－				
		補正予算	8,806	2,463	0.3	－					
		前年度から繰越し	－	－	－	－	－				
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
		予備費等	－	－	－	－					
	計		466,917	2,463	0.3	0	0				
	執行額		428,596	2,165	0.3						
	執行率（％）		92％	88％	100％						
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		92％	88％	100％						
平成29・30年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	保育所運営費		－	－	子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月施行）に伴い、平成27年度予算より内閣府予算に計上。						
	計		－	－							
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標最終年度 －年度
	平成29年度末までに44％（平成27年度以降の保育所の運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定）		3歳未満児への保育サービス提供割合（平成27年度以降の保育所の運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定）		成果実績	％	27.3	－	－	－	－
					目標値	％	44	－	－	－	－
					達成度	％	62	－	－	－	－
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	認可保育所の受入児童数（各年度4月1日現在定員数） （ただし、平成27年度以降の保育所の運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定）										

活動指標及び活動実績 (アウトプット)			活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
			認可保育所の受入児童数(各年度4月1日現在定員数) (ただし、平成27年度以降の保育所の運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定)	活動実績	万人	234	-	-	-	-		
				当初見込み	万人	239	-	-	-	-		
単位当たりコスト			算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
			国庫負担額(千円)／児童数(人) (予算ベースで推計)	単位当たりコスト	千円	304	-	-	-	-		
				計算式	千円 /人	466,917,279/1,536,101	-	-	-			
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること(Ⅵ－2)									
		施策	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること(Ⅵ－2－1)									
		測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標年度 29年度	
			平日昼間の保育サービス (認可保育所等の定員)	実績値	万人	253	-	-	-	-		
				目標値	万人	241	-	-	-	267		
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	市町村が、児童福祉法に基づいて保育を必要とする児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担することにより、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図ることにより、就労しながら子育てしたい家庭を支える。(平成27年度以降内閣府予算)											
	経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-								
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 －年度	28年度	29年度	中間目標 －年度	目標最終年度 －年度	
			－	成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-	-		
		(第二階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 －年度	28年度	29年度	中間目標 －年度	目標最終年度 －年度	
			－	成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
達成度				%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
－												

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	就労希望者の保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、平成22年に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、政府として取組を推進してきた事業である。 子ども・子育て支援新制度の施行により、平成27年度以降の保育所運営費は、内閣府予算に計上されることになったが、平成26年度以前に支弁した保育所運営費の追加交付（過年度精算分）が発生した場合には、整備法の規定に基づき、引き続き、当該事業により国は費用負担する。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	就労希望者の保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、平成22年に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、政府として取組を推進してきた事業である。 子ども・子育て支援新制度の施行により、平成27年度以降の保育所運営費は、内閣府予算に計上されることになったが、平成26年度以前に支弁した保育所運営費の追加交付（過年度精算分）が発生した場合には、整備法の規定に基づき、引き続き、当該事業により国は費用負担する。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、平成26年度以前に支弁した保育所運営費の追加交付（過年度精算交付分）が発生した場合に、整備法の規定に基づき、国は義務的に費用負担するものであるため、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	市町村が私立保育所に支弁した費用について、整備法の規定に基づき国がその1／2を負担しているもの。（負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	保育所運営費は、保育の実施につき、児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が私立保育所に支弁した費用のうち、整備法の規定に基づき、国がその1／2を負担しているものであり、その費用については、入所定員、所在地による地域差等を考慮して算定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	市町村が私立保育所に支弁した費用について、整備法の規定に基づき国が1／2を負担しているものであり、資金の流れの中間段階での支出は発生していない。（負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	保育の実施につき、児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が私立保育所に支弁するものであり、事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	-
事業の成果	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	毎年度、3歳未満児への保育サービス提供割合は着実に増加しており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、更に増加することが見込まれるところである。（ただし、平成27年度以降の保育所運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定）
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-

の有効性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	毎年度、3歳未満児への保育サービス提供割合、受入れ児童数ともに着実に増加しており、当初見込みに見合った活動実績となっている。(ただし、平成27年度以降の保育所運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として実績を評価)	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				・子どものための教育・保育給付費負担金(内閣府) 平成27年度以降の幼稚園・保育所・認定こども園等に対する運営費(施設型給付費等)について、子ども・子育て支援法に基づき、国が費用負担するもの。 ・保育所運営費(厚生労働省) 平成26年度以前の保育所運営費について、確定等に伴う追加交付(過年度精算交付分)が発生した場合に、児童福祉法に基づき、国が費用負担するもの。	
	所管府省名	事業番号	事業名			
	内閣府		子どものための教育・保育給付に必要な経費			
点検・改善結果	点検結果	すべての子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み、育てられる社会にするため、質の確保された保育サービスを充実させることが重要であり、待機児童解消加速化プランに基づき、平成29年度末までに1, 2歳児への保育サービス提供割合を46.5%、0歳児への保育サービス提供割合を16.1%とする目標値を設定し、希望するすべての人が子どもを預けて働くことのできる社会の実現に向けて政府として取り組んでいるところである。 保育所の受入れ児童数及び3歳未満児への保育サービス提供割合は毎年度増加(24年度25.3%、25年度26.2%、26年度27.3%)しており、また、待機児童解消に向けた受入児童数の増加等に対応するための必要な予算額を確保し、執行率も毎年度90%を上回るなど効果的に施策が実施(24年度97%、25年度94%、26年度92%)されており、各点検項目による評価も概ね妥当と考えられる。				
	改善の方向性	適切に予算を執行し、事業の目標が達成できており、このまま継続して事業を実施する。				
外部有識者の所見						
H27年度以降内閣府予算として計上されており、本事業として今後追加交付が見込まれないのであれば、終了年次を明示し今後は終了事業として管理することが望ましい。(栗原 美津枝)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
終了予定	事業は当初の予定通り、平成27年度をもって終了すること。 なお、過年度精算交付の必要が生じた場合には、必要な予算額を計上し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	当事業は平成26年度をもって終了しており、今後は過年度精算交付の必要が生じた場合には、必要額を精査し、予算計上する。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	392	平成23年度	353	平成24年度	301	
平成25年度	647	平成26年度	652	平成27年度	661	
平成28年度	643					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【負担】

厚生労働省
0.34401百万円

負担金の交付

A 市区町村⁽⁶⁾
0.34401百万円

保育所と委託契約、保育の実施

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.大和市					
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	保育所と委託契約、保育の実施	0.2			
計		0.2	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大和市	5000020142131	保育所と委託契約、保育の実施	0.2	補助金等交付	-	-	-
2	美咲町	1000020336661	保育所と委託契約、保育の実施	0.1	補助金等交付	-	-	-
3	成田市	8000020122114	保育所と委託契約、保育の実施	0.1	補助金等交付	-	-	-
4	合志市	9000020432164	保育所と委託契約、保育の実施	0	補助金等交付	-	-	-
5	篠栗町	7000020403423	保育所と委託契約、保育の実施	0	補助金等交付	-	-	-
6	古賀市	2000020402231	保育所と委託契約、保育の実施	0	補助金等交付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-

